60歳以降の教職員の皆さまへ

組合加入のすすめ

2024年4月
秋田県教職員組合
TEL：018-824-5211
FAX：018-863-7428

組合は60歳以降の働き方の改善を求めています

皆さまにおかれましては、現役時代と同じかそれ以上の仕事量で、学校現場を支えてくださっていることと思います。秋教組は、豊富な経験で現場を支えている皆さまが、現役の教職員よりも厳しい労働条件にあることに憤りを感じ、県人事委員会や県教育委員会に対して改善を強く求めています。現在では、下の表にもある通り、ごく一部ではありますが、組合が求めていたことが実現しています。しかしながら、まだまだ改善すべき課題は山積しています。こうした課題を改善し、適切な労働条件をめざして活動して参りますので、皆さまには是非組合にご加入いただき、現場の声を聞かせてください。組合への加入手続きについては裏面をご覧ください。

60歳以降の教職員の勤務条件（2024年度）

表の太字になっている部分は、2023年度の秋教組による交渉の成果と捉えています。

	給料月額	期末勤勉手当（ボーナス）	教諭	養護	栄養	事務	扶養手当	住居手当	寒冷地手当	共済組合厚生年金の適応
60歳以下の現役の方	①	**4.45ヵ月分**（昨年度4.3）	○	○	○	○	○	○	○	○
60歳を過ぎた定年前の方	①の70% ※60歳に達する年度に支給を受けた額の7割	**4.45ヵ月分**（昨年度4.3）	○	○	○	○	○	○	○	○
再任用フルタイム	①の約65%	**2.35ヵ月分**（昨年度2.25）	○	○	○	○	×	×	×	○
60歳を過ぎて講師（臨時）を選択した方	定額※1―65号	**4.45ヵ月分**（昨年度4.3）	○	○	○	○	○	○	○	○
再任用短時間	職種毎の定額 ×**20時間** ÷38時間45分	**2.35ヵ月分**（昨年度2.25）	○	**○**	△	△	×	×	×	**○**（昨年度×）
定年前再任用短時間	**※週20時間勤務**（昨年度19時間）		○	**○**	△	△	×	×	×	※全額個人負担

制度的にはなくてはならないのですが、県教委が募集をしていないため△としています。

再任用の方はこうした生活関連手当の支給対象外となっています。

再任用教職員を対象とした勤務実態調査

（2023 年度に秋教組が実施、組合未加入の方も含めた 239 人の方々から回答をいただきました）

担当している分掌については、特別支援学級を担任している方の多さが目を引く結果となった。はっきりとした理由は分かっていないが、豊富な経験を頼りにした結果なのか、全県各地でこうした傾向がある。部活動担当については、務めるか否かによって負担感が大きく違うようだ。

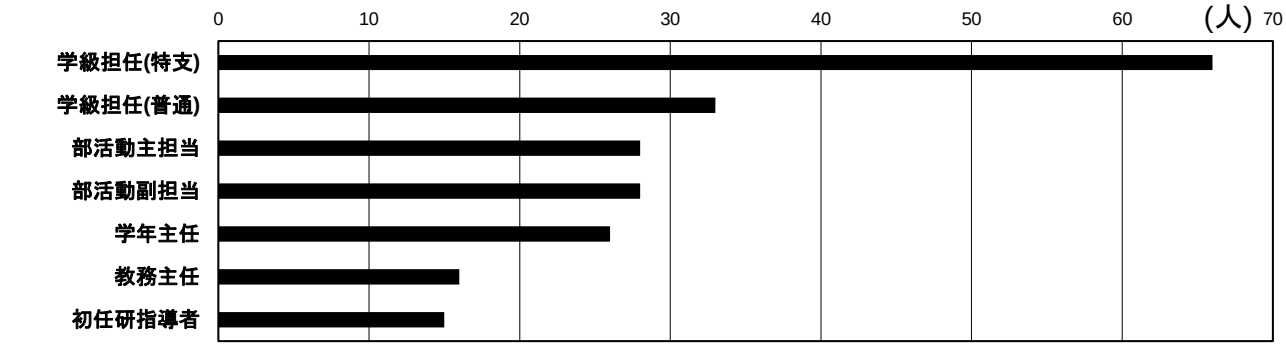

自由記述では、「現在の仕事に満足している」「再任用制度はありがたい」という声も挙がっていたが、多くは、賃金・諸手当への不満や不安だった。「再任用で賃金が約７割になり、生活関連手当（寒冷地手当など）が出ないのに仕事内容は現役と変わらない。」という内容の声が圧倒的に多かった。

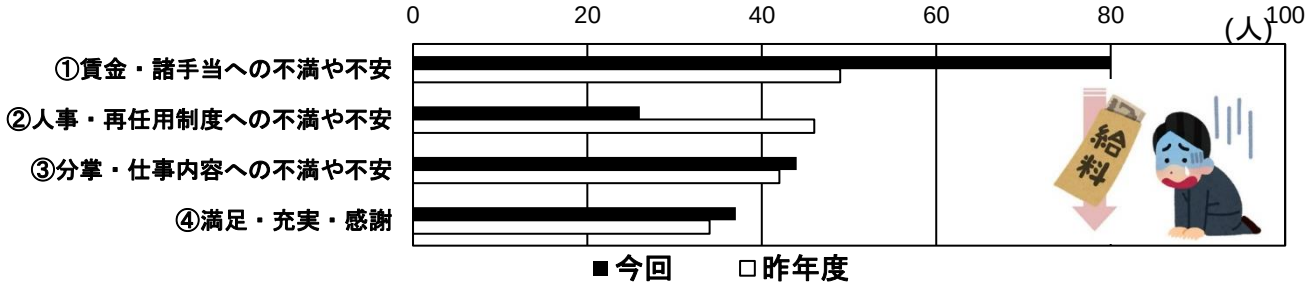

組合費について

◆定年延長の方・・・・給与月額（教員は教職調整額を含む）×1.7%

※現役の方々は「２.５%」としています。

◆再任用フルタイムの方※以下のＡ・Ｂから選択していただけます。

Ａ．給与月額（教員は教職調整額を含む）×1.7%

Ｂ．月額　２，０００円

◆短時間勤務の方・・・月額　１，０００円（年額12,000円）

※短時間の方はコンビニ・郵便局での振込になります。

加入を希望される方は、お勤めの学校の分会委員長に声をかけていただくか、秋教組まで電話でお申し込みください。

秋教組ホームページからも仮申し込みが可能です。

秋教組ＴＥＬ：０１８－８２４－５２１１

管理職だった方も加入できます！